令和4年度における取組進捗状況

【目次】

- 1. 令和4年度フォローアップ調査概要
- 2. 令和4年度時点の取組状況(総括)
- 3. 令和4年度時点の取組進捗率
- 4. 令和4年度時点の取組状況
- 5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果
- 6. 令和4年度の取組事例紹介

1. フォローアップ調査概要

情報共有を図る。

- ■令和4年度時点の取組進捗状況フォローアップ調査を実施。
- ■調査結果を踏まえ、進捗に課題のある取組、取り組みを実施した事例を整理した。

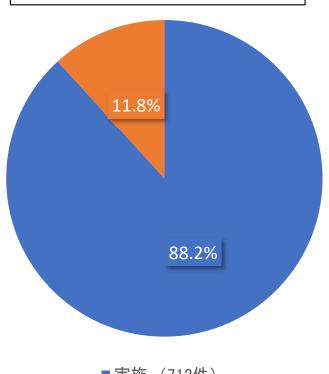
西州百日一营

	取組項目		取組項目
兆げ	遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み	((2) 洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のための水防活動の取り組み
1	沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討 ・ し、情報共有を図る。		22 ・水防に関する広報を推進していく。
2	治川市町以外・洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難・スプクサックに大きな		23 ・水防 (防災) 訓練を実施する。
	の発令基準の修正を行う。		24 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。
3	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。		25 ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。		26 ・広域的な水防支援体制を推進していく。
5	・広域避難計画策定の推進を図る。		27 ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。
,	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。		28 ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。
'	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)		29 ・ 沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点
3	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の 11)		検を実施する。
9	円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 ・ 段階的な訓練を実施する。		31 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。
.0	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。		32 ・ 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行
L	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。		32 · 5.
2	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。		33 ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。
.3	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。		34 ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。
.4	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。		35 ・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。
.5	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	((3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み
16	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・・・整備や表示板等の整備推進を図る。		36 河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。
17	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)		37 ・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)
18	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)		
9	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進 ・及び訓練を実施していく。		
20	避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・ 整備を行う。		·····································
71	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、		

2. 令和4年度時点の取組状況(総括)

- ■令和4年時点の減災協議会全体の取組状況は約9割であった。
- ■項目ごとに進捗状況に差があり、取組進捗率を次頁に整理した。

減災協議会 全体取組状況



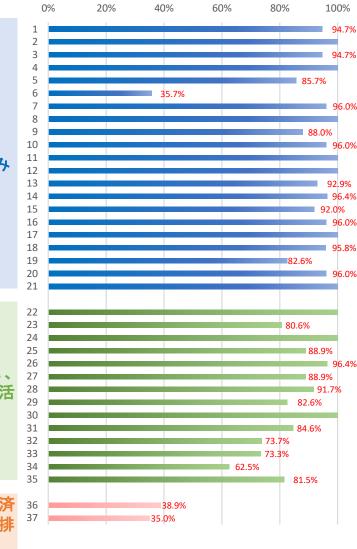
- ■実施 (712件)
- ■未実施(95件)

減災協議会 項目別全体取組状況



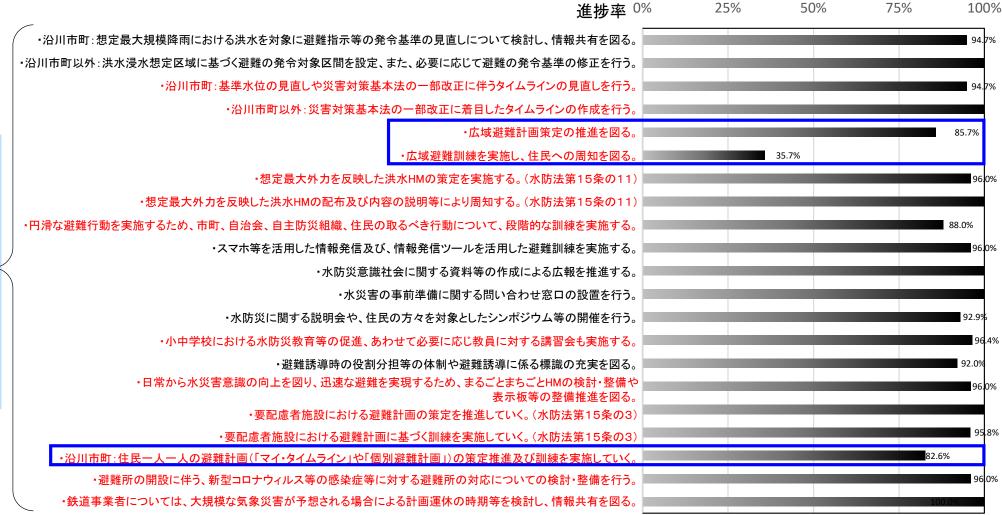
(2)洪水氾濫による被害の軽減、 避難時間の確保のための水防活 動の取り組み

(3)一刻も早い生活再建及び社会経済 活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み



3. 令和4年度時点の取組進捗率(1/2)

- 令和4年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で90%程度となっている。
- (1) グループについては広域避難やマイ・タイムライン策定に関する取組について課題が確認される。



げゼ向迅つな行た取遅口け速的避動めりみれにたか確難のの組

(1)逃

赤字 :優先項目

広域避難

計画策定は進んでいるが、実運用や連携調整に課題がある

マイ・タイムライン

R3とほぼ同等の進捗率

進捗率 = R4「取組実施中・実施済」の構成員数 (●+◆) 取組を実施する構成員数 (●+◆+○)

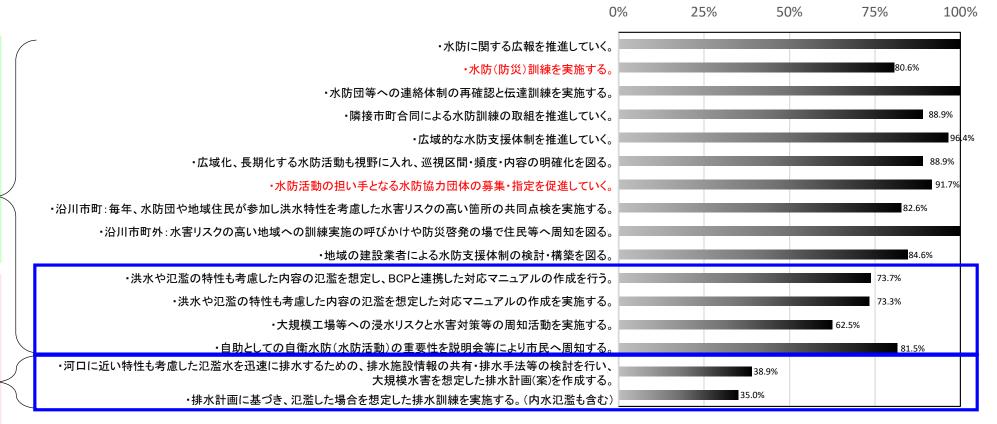
3. 令和4年度時点の取組進捗率(2/2)

- 令和4年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で90%程度となっている。
- (2) (3) グループについては令和3年度と同様、BCP関連や排水計画策定に関する取組について課題が確認される。

(2)洪にる軽難確め活り無水よの避のた防取り組み

(3) も活び済回能た水取一い建会動をすの動組のする排のみ

赤字 :優先項目



BCP関連 排水計画

R3に引き続き進捗率が低い

進捗率= R4「取組実施中・実施済」の構成員数(●+◆)
取組を実施する構成員数(●+◆+○)

4. 令和4年度時点の取組状況 (1/2)

令和4年度時点の各機関の取組進捗状況を以下に示す。

度までの取組項目状況の総括表				X	:	: K4	+1~	くり	くりお	出み	用好	î	■:	过	<u>ال</u> ال	行	114	牛皮	その月	以紐	1事1	別紹	[ונ	[- (- 裕り	ן ן	: 5	向	[示不	<u>'Ш'</u>	4X	ш:	進挖	アギ	80%未》	両
組の柱																			実施す	る機関																
				市員	叮(美城里	l)								-	市町(千	業県)				ı			*	防事務組	A	,	R.	*	資源機構	<u></u>	像庁			道事業	者 関 地	集
凤体的 取植 赤 字 · 優先項目・課題項目]	課題の 対応	龍ケ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市		利根町	銚子市	成 佐田 倉市	- +	八千代市	我孫子市	四街道市	印西市	井	香 射取 村市 市	富里市	1 #	栄町	神崎町	東庄町	村圏事務組 事務	相 敷地方広域	印旛利根川	茨城県	千 葉 県	総合管理所	総合管理所用水管理所	ヶ方	地方気象	株式会社干莱支社東日本旅客鉄道	銚子電鉄株式会社	北総鉄道株式会社	東京 東	利根川下流
の主な取り組み																		·					·													
r遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																																				
沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しに いて検討し、情報共有を図る。		•	•	0	•	•	•	•	•	*	•	×	•	×	•	×	•	×	×	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	×	•	×			×	<
台川市町以外:洪水浸水想定区域に基・X避難の発令対象区間を設定、また、必要に応て避難の発令基準の修正を行う。	1-1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	•	×	•	×	•	×	•	. •	×	×	×	× :	×	×	•	•		•	×	•	×			×	۲
公川市町: 基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直し 行う。		•	•	0	•	•	•	•	•	* >	•	×	•	×	•	×	• >	· ×	×	•	•	•	× :	×	×	×	٠		×	•	•	×			×	,
公川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1-2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	•	×	•	×	•	×	•	• •	×	×	×	× :	×	×	×	•		×	•	•	×			×	,
広域避難計画策定の推進を図る。	1-3	•	•	•	•	•	•	•	×	× ×	: ×	0	×	×	•	×	• (×	×	•	•	×	× :	×	×	×	0		×	×	×	×			×	,
広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1-4 1-5	0	0	0	0	0	•	•	×	× ×	: ×	0	×	×	0	×	• (×	×	0	•	×	× :	×	×	×	0		×	×	×	×			×	Κ.
想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①	•	•	0	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	×	×	×			×	<
想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第 5条の11)	1-8(2)	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	×		×	×	×	×			×	<
円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動に いて、段階的な訓練を実施する。	1-9	•	•	•	0	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	0	•	• •	• C	•	•	•	•	× :	×	×	•	×		×	×	•	×			×	,
スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	×		×	×	×	×			•	•
水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• :	×	×	•	•		×	×	•	×			•	•
水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	× :	×	×	×	•		×	•	•	×			•	•
水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14	•	•	0	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	•	•	×			C)
小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実 する。	1-15 1-16	•	•	•	•	٠	•	•	•	• •	•	•	*	•	•	•	•	•	. 0	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	•	•	×			•	•
避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18 1-19 1-20	•	•	•	0	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	0	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	×	×	×			×	<
日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの 総計・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	0	•	•	•	•	•	• •	•		•	•	•	× :	×	×	•	٠		×	×	×	×			×	۷.
要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	•	•	•	•	•	×	• •	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	×	×	×			×	<
要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>٠</u>	•	0	•	•	•	×	•	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	•		×	×	×	×			×	<
沿川市町: 住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」) の策定推 及び訓練を実施していく。	1-23	•	•	•	•	•	•	•	•	*	0	×	•	•	•	0	• >	×	×	0	0	•	× :	×	×	•	٠		×	•	•	×			•	•
避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応について 検討・整備を行う。	1-24	٠	•	•	0	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	× :	×	×	•	٠		×	×	×	×			×	,
鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等 を検討し、情報共有を図る。	1-25	×	×	×	×	×	×	×	×	××	×	0	×	×	×	×	× >	(x	×	×	×	×	× :	×	×	×	×		×	•	×	•			×	×

●:取組完了、◆:取組実施中、○:未実施、×:実施対象外

進捗率 = R4「取組実施中・実施済」の構成員数(●+◆) 取組を実施する構成員数(●+◆+へ)

4. 令和4年度時点の取組状況 (2/2)

令和4年度時点の各機関の取組進捗状況を以下に示す。

拝度までの取組項目状況の総括表																																					
項目 日本				*	tr(装被!	E)									市町(千)	#6)			実施	する機能				k防事務(84	1		*	資源機構		気象庁	\top	# :	滋事業者		開京	
異体的取組 【亦字: 後先項目·課題項目】	課題の 対応	龍ケ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市	河内町	利根町	姚 Fi 子 E 市 r	佐 佐倉市	柏市	八千代市	我孫子市	29	印西	白井	香 好	船舞用市	酒々井町	栄町	神崎町	東庄町	水防事務組合	ф	印旛利根川	茨城県	千葉県	総合管理所	総合管理 ・	オデザカラ カード 対対 で 対対	銚子地方気象	株式会社千葉支社	ØŁ		新道株式会社 鉄道株式会社	成田空港会高速 利根川下流	
策の主な取り組み								•		,						•			•		•		•		,					,							
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み																													_								迫
・水防に関する広報を推進していく。	2-1	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	×	•	•	•	•		×	•	•	×				•	
・水防(防災)訓練を実施する。	2-2	•	•	•	•	0	•	0	• •	•	•	0	•	•	0	0 1	•	• 0	•	•	•	•	•	•	•	•	•		×	•	• •	×				•	
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	×	•	•	•		×	>	×	×				•	
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4	•	•	0	•	•	•	•	×	•	•	0	•	•	0	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		×	,	×	×				•	
・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5	•	•	•	•	•	•	•	×	•	•	•	•	•	•	×	• •	• (•	•	•	•	•	•	•	•	•		×	•	×	×				•	
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6	•	•	•	•	•	0	-	•	•	•		•	0	•	×	•	• •	0	•	•	•	•	•	•	•	•		×	>	×	×				•	
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7	•	•	•	•	•	•	•	×	•	•		•	•	0	0 .	• .	• (• •	•	•	•	×	×	•	×	×		×	>	: ×	×				•	
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。		•	•	•	•	0	•	•	• () ×	•	×	•	×	0	×	•	× ×	×	•	•	•	•	•	•	•	•		×	>	: •	×				0	
・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-8	×	×	×	×	×	×	×	× :	< ♦	×	•	×	•	×	•	× •	• •	•	×	×	×	×	×	×	×	•		×	>	: •	×				•	
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9	•	•	•	•	•	0	-	0	•	•	•	•	0	•	0 .	• •	• (• •	•	•	•	×	×	•	•	•		×	>	: ×	×				•	
- 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11	•	•	0	•	0	•	-	× () ×	×	•	•	×	0	×	• .	• •	×	×	0	•	×	×	×	•	×		×	•	•	×				•	
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12	•	•	×	0	×	•	-	× :	×	×	0	×	×	0	×	•	*	×	×	•	•	×	×	×	•	0		×	>	: •	•				•	
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13	•	•	×	×	×	×	×	× :	×	С	0	×	×	×	×	× •	• •	×	×	0	×	×	×	×	•	×		×	>	: ×	×				×	
・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14	•	•	•	•	•	•	0	• (•	•	. •	•	•	0	• .	•	• •	• •	0	0	•	×	×	×	×	0		×	•	•	×				•	
一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み																																					í
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水 手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1 3-2 3-3	0	•	•	0	0	0	0	0 () ×	С	×	0	×	0	×	•	×	×	0	•	•	×	×	×	•	×		×	>	×	×				•	
・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4	0	0	•	0	0	0	0	0 0) ×	С) ×	•	×	0	×	•	× ×	×	0	0	•	×	×	×	0	•		•	>	×	×				•	
		91%	94%	77%	78%	81%	88%	86%	88% 8	3% 1009	% 83	% 71%	97%	92%	66%	82% 10	10% 10	00% 88	% 88%	83%	85%	100%	100% 1	100%	- 1009	6 96%	86%	-	100%	- 10	0% 100	% 100%	_			90%	

●:取組完了、◆:取組実施中、○:未実施、×:実施対象外

進捗率 = R4「取組実施中・実施済」の構成員数(●+◆) 取組を実施する構成員数(●+◆+○)

5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果

5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(01龍ケ崎市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定

	R MANTA AT	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		$ \geq $			
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22②					
	⟨ 。	1-23					
	・ <u>送</u>難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・ <u>鉄</u>油事業者については、大規模な気象災害が予規される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	・ 就連中来台に ノル・には、 人規模は 対象 火音か ア 忍される場合による計画 進外 切 時期 等を模別し、情報 共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 小学生や住民等に対して、防災訓練や出前講座等で水防災に ついて周知することに力を入れて取り組んでいる。また、個別避 難計画作成に関係課と協議しており、今後も継続して進めていく。

	B /t M Tri 40	課題の]	取組実	施予算	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcap			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcap			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcap			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\bigcap			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\bigcap			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13		\bigcap			
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcap			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(02取手市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

	E MANTHOO	課題の		取組実	底施予!	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	' '					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supseteq			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		$ \supseteq $			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		$ \supseteq $			
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\exists			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14		\exists			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\exists			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\exists			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\exists			
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①		\exists			
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22②					
	⟨ 。	1-23		\exists			
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・鉄油事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	*飲退争来有については、人及使な双条火告が予認される場合による計劃連体の時期等を快割し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 市単独で取り組み可能な防災意識の啓発、防災に関する出前講座等は引き続き実施し、広域避難計画等については、河川事務所を中心に関連市町村と連携し、協議を進めていきたい。

	E MARTAN	課題の	I	取組実	[施予]	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		\supset			
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(03潮来市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

:今後取組予定 赤文字 :優先項目

	R MALES AND	課題の		取組実	『施予	定年度	Ē
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		>			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	12					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		\supset			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 6,1,6		>			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		>			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-82		\supset			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supset			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supset			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supseteq			
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14		>			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\geq			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\geq			
	- 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 1-22①						
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大により、事業展開は状況を鑑み ながら実施している状況である。今後も引き続き感染状況を確認 しながら可能な限り展開していく。

E the Andrew on	課題の	I	取組実	施予算	定年度	
关评的规则	対応	R3	R4	R5	R6	R7
・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcirc			
・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcap			
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcirc			
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\rightarrow			
・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcap			
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcap			
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-9		\bigcap			
・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		$\langle \cdot \rangle$			
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcirc			
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		\supset			
・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					
	・水防(防災)訓練を実施する。 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。 ・開接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。 ・広域的な水防支援体制を推進していく。 ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。 ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。 ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・沿川市町: 4年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・沿川市町外・水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。 ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。 ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。 ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。 ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。 ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。 ・ 自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。 ・ 同口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した非水計画(案)を作成する。	大水防に関する広報を推進していく。	課題の対応	異体的取組 課題の対応 R3 R4 R4 R4 R4 R4 R4 R4	異体的取組 課題の 対応	対応 R3 R4 R5 R6 R6 R7 R7



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(04稲敷市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

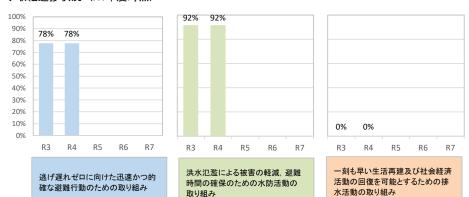
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	施予算	定年度	
	元 体印14以他	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		\supseteq			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0		$\overline{}$			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supseteq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supseteq			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
,	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		$\overline{}$			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画 (「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」) の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 改定した地域防災計画及び国土強靭化計画に基づき、住民に対する啓発、的確な避難、被害軽減を目指した水災害教育や各種訓練などを行う。

	E MARTAN	課題の]	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcup			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcup			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcup			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\bigcup			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(05神栖市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

---->: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

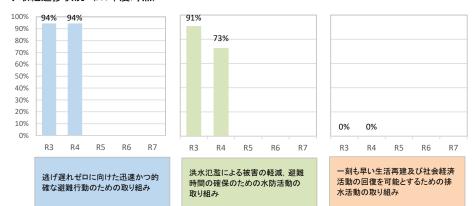
: 取組不要

	B 4.44 Te 60	課題の		取組実	施予	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\supset			
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					<u></u>
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	, ,		$ \supseteq $			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\geq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					<u> </u>
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 逃げ遅れゼロに向け、避難行動要支援者への支援体制を福祉 部局とともに検討中。
- ▶ 平時から水災害への防災意識向上に繋がる広報が重要となって くる。

	具体的取組	課題の]	取組 実	施予	定年度	Ē
	具体的以粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		$\langle \cdot \rangle$			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcirc			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\rightarrow			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		$\overline{\mathbb{R}}$			
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		>			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(06河内町)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	R MANTA AT	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\exists			
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22(2)					
	⟨ 。	1-23					
	・ <u>送</u>難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・ <u>鉄</u>油事業者については、大規模な気象災害が予規される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	・ 就連中来台に ノル・には、 人規模は 対象 火音か ア 忍される場合による計画 進外 切 時期 等を模別し、情報 共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 特記事項なし。

		課題の	耳	双組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		>			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		>			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\supset			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再建及び社会経済	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可 能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		>			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(07利根町)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

	2007	課題の		取組実	施予	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
		1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supseteq			1
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	,,,-					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 水防訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施できなかったが、来年度は合同水防訓練に参加し実施する。
- ▶ 来年度はマイ・タイムライン講座を自主防災組織を対象に実施していく。

	El de Antro-do	課題の]	取組実	施予	定年度	Ę
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcirc			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(08銚子市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

	B II A A TO A TO	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	- 円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	·要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	- 要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。 ・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
A# 1-1	5 .	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- > 今年度も、千葉県、千葉県建設協会銚子支部、防災士と合同で水防訓練を実施 した。また、別日に銚子警察署警備課と千葉科学大学の学生とも土のう作成、改 良積み工法の訓練を行った。来年度も、必要時において迅速かつ的確に対応す ることを目的とし、円滑な水防活動が行えるよう訓練を実施していきたい。
- 来年度は、小中学校における水防災教育等の促進として、市内椎柴小学校において水防災教育授業を実施予定。

	E MANTAIN	課題の	取組実施予定年度							
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7			
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcirc						
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup						
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup						
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4								
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5								
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup						
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7								
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup						
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0								
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset						
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11								
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12								
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13								
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcup						
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3								
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4								



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(09成田市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

:今後取組予定 赤文字 :優先項目

		課題の		取組実	施予	定年度		
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7	
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1						
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。							
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supseteq				
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。							
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5						
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。							
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)						
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq				
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		$ \supseteq $				
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		$ \supseteq $				
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\exists				
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14		\exists				
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\exists				
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\exists				
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21						
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①		\exists				
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22(2)						
	⟨ 。	1-23		\exists				
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・鉄油事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24						
	*飲退争来有については、人及使な双条火告が予認される場合による計劃連体の時期等を快割し、情報共有を図る。	1-25						

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 要配慮者利用施設における避難確保計画においては、全ての該 当施設において作成が完了している。令和4年度中には県管理 河川の浸水想定区域図も含めたハザードマップを作成予定。

	E MARTAN	課題の]	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcup			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcup			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		Ų			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcup			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		Ų			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(10佐倉市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

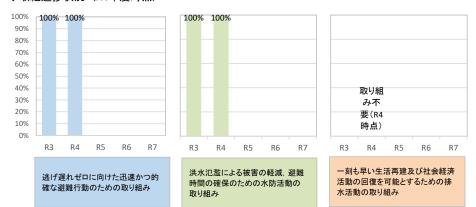
: 取組不要

	B 4.44 Te 60	課題の		取組実	施予	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。						
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1		$\Big \Big $			
	・沿川市町: 基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	12		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	,,,-					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\geq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					L
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					L
	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- 避難行動のための取り組み、水防活動の取り組みともに概ね実施。次年度以降も継続して取り組んでいく。
- ▶ ハザードマップの改訂とWeb版の公開を開始。
- 要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成案内・周知を 実施。

	具体的取組	課題の]	取組実	施予	定年度	Ē
	具体的以粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcirc			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcirc			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\bigcirc			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcirc			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(11柏市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

	具体的取組	課題の		取組実	[施予]	定年度	
	共争的以职	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supset			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supseteq			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
07/20703A 74E07	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\supseteq			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supseteq			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supseteq			
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

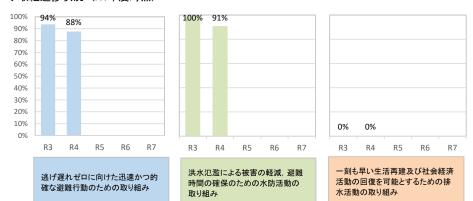
[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 毎年行っている項目については、例年通り実施した。
- ▶ 来年度については、多数の項目に対して、他市を参考にしつつ、 必要に応じて見直し、検討を行っていく。

	具体的取組	課題の	I	文組実	施予算	定年度	Ę
	共体的以稅	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcirc			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13		>			
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					

◆取組進捗状況(R4年度時点)

: 取組不要



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(12八千代市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

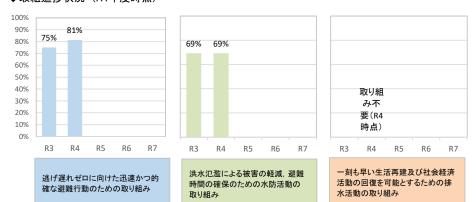
: 取組不要

	具体的取組	課題の		取組実	施予定	定年度	
	元 体印14以他	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。			\supset			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	, 2		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		>			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0		$\square \rangle$			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supset			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		>			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supseteq			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\supseteq			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\supseteq			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supseteq			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画 (「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」) の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supseteq			
	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25		$\square \rangle$			

[進捗状況や取組の方針概要]

ハザードマップの全戸配布や防災訓練での講話等により水害のリスクを住民に周知している。今後は水防災に関するタイムラインやマニュアルの作成に取り組む。

E HAADA OO	課題の]	取組実	施予算	定年度	Ē
具体的拟粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7
・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2_0					
・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\bigcirc			
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap			
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
うしに近い付出のう風のにに囲水と近極に呼水するにのの、呼水池の以情報の大情 呼水子 女子の大師と口い、	3-1,2,3					
・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					
	・水防(防災)訓練を実施する。 ・水防(防災)訓練を実施する。 ・水防(防災)訓練を実施する。 ・ 機接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。 ・ 広域的な水防支援体制を推進していく。 ・ 広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。 ・ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。 ・ 沿川市町・毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・ 沿川市町・3年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・ 沿川市町・3年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・	・水防に関する広報を推進していく。	現題の対応 R3 R3 R3 R3 R3 R3 R3 R	課題の対応	現場の対応 R3 R4 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5 R5	大阪に関する広報を推進していく。



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(13我孫子市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

: 取組不要

: 今後取組予定

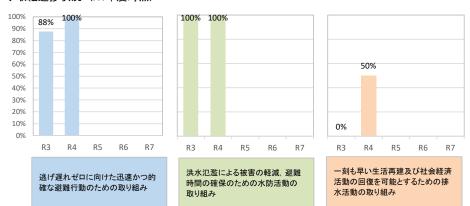
赤文字 : 優先項目

	R MANTA O	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	, ,					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supseteq			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。 く。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画選休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 想定最大規模降雨のHMをR2に全世帯配布済みである。また、 依頼のあった小学校で水害について防災担当職員が出前講座 を実施している。
- ▶ 自治会向け説明会において、マイタイムライン作成の推進を行っている。

	B (+ M III) KB	課題の	Ą	双組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset			
洪水氾濫による被 害の軽減、避難時 間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再建及び社会経済	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 とするための排 と活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		\supset			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(14四街道市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定

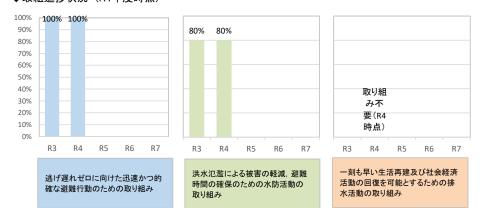
赤文字 : 優先項目

	B II A A TO A TO	課題の		取組実	施予》	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	' '		\supset			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	12		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supseteq			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\supseteq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画 (「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 概ね予定どおり実施している。今後も引き続き取組を実施していく。

	E MARTAN	課題の]	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcup			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcup			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcup			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\bigcup			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		$\langle \cdot \rangle$			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(15印西市)

◆今後のロードマップ

: 取組実施中・実施済 : 取組不要

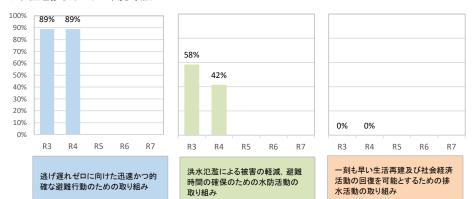
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	B 4.44 Te 60	課題の		取組実	施予!	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。						
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	12					
・広域	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		\supset			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supset			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supseteq			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supseteq			
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\supset			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14		\supseteq			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\supseteq			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supset			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\supseteq			
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supseteq			
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 例年行っている取組を推進するとともに、実施できていない取組 に関しては先進事例を調査しながら今後実施していきます。

	E de Antonido	課題の	I	取組実	施予	定年度	Ē
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcirc			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcirc			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		$\langle \cdot \rangle$			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		$\langle \cdot \rangle$			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		>			
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(16白井市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

>: 今後取組予定

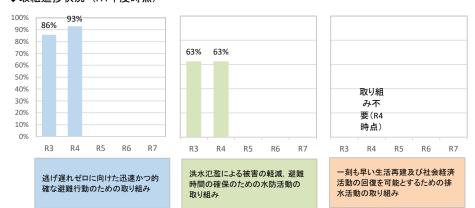
赤文字 : 優先項目

	B 4.44 TeVI	課題の		取組実	施予!	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町: 基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	' -		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 6,1,6					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supseteq			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\supseteq			
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supseteq			L
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 令和5年度に河川がある地域の消防団(水防団)に対して水防活動の訓練の計画及び地域の防災訓練時に水害を想定した避難行動の啓発を計画している。

	具体的取組	課題の)	取組実	施予	定年度	ŧ
	共体的取配	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcirc			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		$\overline{}$			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcap			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-8					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		$\overline{}$			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可 能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(17香取市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

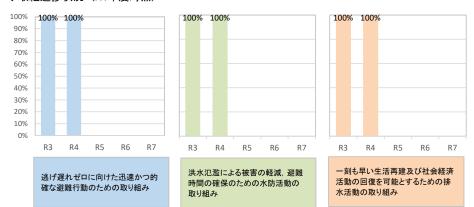
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	R MANTA AT	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14		\exists			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\exists			
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22(2)					
	⟨ 。	1-23					
	・ <u>送</u>難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・ <u>鉄</u>油事業者については、大規模な気象災害が予規される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	・ 就連中来台に ノル・には、 人規模は 対象 火音か ア 忍される場合による計画 進外 切 時期 等を模別し、情報 共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 市民を対象に避難行動等の説明を実施し、さらなる避難行動の 周知に努めている。

	具体的取組	課題の	I	取組実	施予	定年度	Ę
	共体的取配	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の 取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-6					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\supset			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcirc			
一刻も早い生活再建及び社会経済	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		\supset			
活動の回復を可 能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(18船橋市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

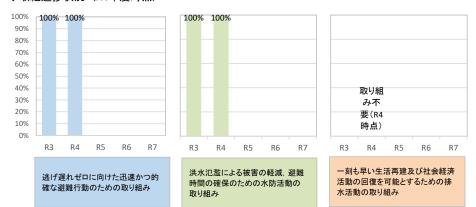
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	B II A A TO A TO	課題の	取組実施予定年						
	図る。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の免令対象区間を設定、また。必要に応じて避難の免令基準の修正を行う。 ・沿川市町・基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町・基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。 ・広域避難計画策定の推進を図る。 ・広域避難計画策定の推進を図る。 ・ 地震を最大外力を反映した洪水HMの販定を実施する。(水防法第15条の11) ・ 想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11) ・ 円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、投資階的な訓練を実施する。 ・ スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。 ・ 水防災意識社会に関する関い合わせ窓口の設置を行う。 ・ 水防災定関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。 ・ 小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。 ・ 連難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。 ・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板機推進を図る。 ・ 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) ・ 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	対応	R3	R4	R5	R6	R7		
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1							
				\supset					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2							
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。			\supset					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		\supseteq					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 0,1,0		\supseteq					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supseteq					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\supseteq					
		1-9							
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11							
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12							
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13							
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14							
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16							
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20							
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21							
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①							
		1-22②							
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23							
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supseteq					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25							

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 令和4年度は市内中学校にて防災学習や、自治会等からの要望に 応じて防災講話を開催し、防災意識の向上に取り組んだ。
- ▶ また、広域避難について協議の場を設け、自治体間の連携について も継続する。
- ▶ ハザードマップの説明会も積極的に行って市民への周知を図った。

	具体的取組	課題の	取組実施予定年度						
	具体的拟粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7		
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1							
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcap					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3							
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcap					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5							
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6							
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8							
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0		\bigcap					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11							
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\bigcap					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13		\bigcap					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14							
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3							
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4							



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(19富里市)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

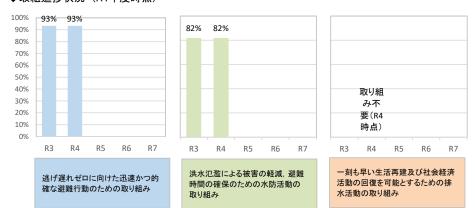
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	El de Autorio da	課題の		取組実	施予	定年度	
	図る。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。 ・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。 ・広域避難計画策定の推進を図る。 ・広域避難計画策定の推進を図る。 ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11) ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11) ・把定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11) ・円冷空避妊行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、経済的な訓練を実施する。 ・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。 ・水防災を撤社会に関する資料等の作成による広報を推進する。 ・水防災を撤社会に関する資料等の作成による広報を推進する。 ・水防災を撤社会に関する資料等の作成による広報を推進する。 ・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。 ・小中学校における水防災教育等の保進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。 ・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。 ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まることまちことHMの検討・整備や表示板端推進を図る。 ・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) ・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
				\supset			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	' -		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	. 6,1,6					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supseteq			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\supseteq			
		1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
		1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 根木名川(利根川下流域)の要配慮施設の避難確保計画を策定 した。今後は、同浸水想定区域のHMの作成を推進する。

B /t M Tri 40	課題の	取組実施予定年度							
具体的拟粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7			
・水防に関する広報を推進していく。	2-1								
・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\rightarrow						
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset						
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4								
・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\rightarrow						
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset						
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset						
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2_0								
・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\supset						
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset						
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\supset						
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12								
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13		\supset						
・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14								
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3								
・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4								
	・水防(防災)訓練を実施する。 ・水防(防災)訓練を実施する。 ・水防(防災)訓練を実施する。 ・ 水防(防災)訓練を実施する。 ・	・水防に関する広報を推進していく。	現場の 対応 日本		異体的取組 課題の 対応	具体的取組 課題の対応 R4 R5 R6 R6 R5 R6 R6 R5 R6 R6			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(20酒々井町)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

·····> : 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

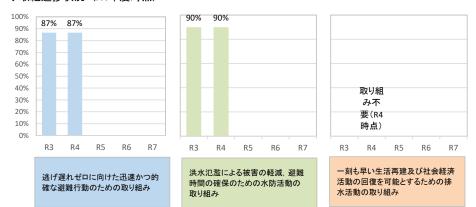
: 取組不要

		課題の		取組実	施予定	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。			\bigcirc			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	, 2		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,4,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supseteq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\square			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		$ \geq $			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\supset			
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①		\supset			
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②		\supset			
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 令和4年度に洪水HMを策定・周知を行い、完了(取組完了)となっている。
- ▶ その他の進捗状況については、引き続き取組を行っていく。

	E MANTAIN	課題の	1	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcap			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcap			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcap			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcap			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0		\bigcup			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcup			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(21栄町)

赤文字 : 優先項目

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

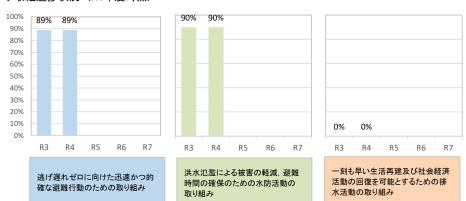
: 今後取組予定

	具体的取組	課題の		取組実	『施予』	定年度	
	共译即以配	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\bigcup			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1 2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		\supset			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	, 6,1,6		$\square \rangle$			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)		\supseteq			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supseteq			
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supset			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supset			
on Control Manager	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\supset			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14		\supseteq			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\supseteq			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supset			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\supset			
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①		\supset			
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②		\supseteq			
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23		\Box			
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		\supset			
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 特記事項なし。

	B 사사하석	課題の]	取組実	施予	定年度	Ę
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcup			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcap			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcap			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\bigcap			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(22神崎町)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

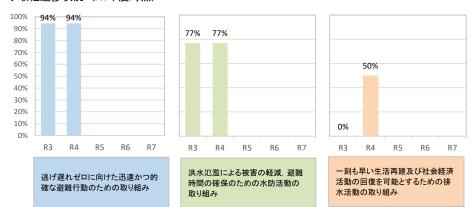
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	R MANTA AT	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な基轄行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		$ \geq $			
	 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3) 	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の遊雑計画(マイ・タイムライン)や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22②					
	⟨ 。	1-23					
	・ <u>送</u>難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・ <u>鉄</u>油事業者については、大規模な気象災害が予規される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	・ 就連中来台に ノル・には、 人規模は 対象 火音か ア 忍される場合による計画 進外 切 時期 等を模別し、情報 共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 避難標識や想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップの 作成を検討しておりますが、事業費が高額で、財源の確保に苦 慮しています。

	日件的所紹	課題の	Ħ	划組実	施予算	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\supset			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-6					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		>			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\supset			
	・ 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		>			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		>			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(23東庄町)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

:取組不要

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

	R MANTA O	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	·要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・治川市町:住民一人一人の遊離計画「マイ・タイムライン」や「個別遊離計画」)の策定権進及び訓練を実施してい	1-22(2)					
	⟨。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。 ・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	*放迫中来名にプルドには、人規模は双家火告か予認される場合による計画進体の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 水防法15条の2に基づく浸水想定区域の要配慮者利用施設については、全施設において避難確保計画策定済み。
- ▶ 個別避難計画においては、現在医療的ケア児の個別避難計画 (風水害編)作成に向け取り組んでいる。

	E MARTAN	課題の	I	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcirc			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcirc			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\bigcirc			
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcirc			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\bigcirc			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\bigcirc			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		\supset			
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		\supset			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(24利根川水系県南水防事務組合)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	[施予]	定年度	
	共体的収租	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1 2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,4,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supset			
07/207074X 9/4 <u>H</u> 07	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	- 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 関係機関の協力を得て水防訓練や水防活動、水防計画作成な ど行うことができた。水防倉庫に備蓄するものについても今後考 えていきたい。

	E / Winds	課題の	1	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup			
洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(25稲敷地方広域市町村圏事務組合)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

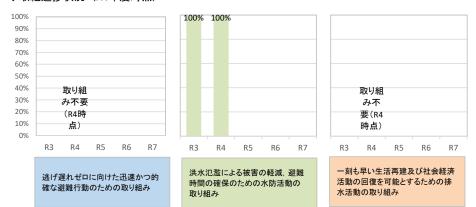
:今後取組予定 赤文字 :優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	[施予]	定年度	
	六仲リル旭	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。						
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。						
	- 広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	- 広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	,,,,					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
37,237374,741107	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	·要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	·要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 特記事項なし。

	B / W Min 4G	課題の]	取組実	[施予]	定年度	Ę
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcirc			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcup			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\bigcup			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(27千葉県長沼水害予防組合)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

: 取組不要

: 今後取組予定

赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	[施予]	定年度	
	元や『りみを記録	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1-2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,4,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
057_05054X 5%E05	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のための水防活動の取り組みについては成田市の回答参照。

	B 什	課題の	取組実施予定年課題の						
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7		
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcirc					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3							
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6							
洪水氾濫による被 害の軽減、避難時 間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0							
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcup					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11							
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12							
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13							
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14							
	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3							
活動の回復を可能とするための排 とするための排 と活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4							



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(28茨城県)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

赤文字 : 優先項目

>: 今後取組予定

	具体的取組	課題の	取組実施予定年度							
	具体的蚁雕	対応	R3	R4	R5	R6	R7			
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。			\supset						
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1		\supset						
	・沿川市町・基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2								
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1-2								
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5								
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1-3,4,5								
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\supset						
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		\supset						
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9		\supset						
げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supset						
けた迅速かつ 確な避難行動 -めの取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supset						
このプロプリスツ市丘のテ	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13								
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14		\supset						
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\supset						
- - - - -	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		\supset						
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21		\supset						
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①		\supset						
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②		\supset						
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23		\supset						
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24		$\overline{}$						

[進捗状況や取組の方針概要]

- > 洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図について、県が管理する全ての河 川の作成を進め、関係市町村への情報提供を図っていく。(県内27河川作成済)
- ▶ ※令和4年度:新たに県内57河川の浸水想定区域図を作成し、市町村へ提供・公表予定。

・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図

▶ 住民避難力強化事業(マイ・タイムライン作成等)を推進し、住民が洪水から適切な避難行動を とれるよう啓発を継続していく。

	ET MAAD TIE GE	課題の	I	取組実	施予	定年度	Ę
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcirc			
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2 0					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\bigcirc			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\bigcirc			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13		\bigcirc			
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		$\overline{}$			
能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4		>			



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(30千葉県)

: 取組不要

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済

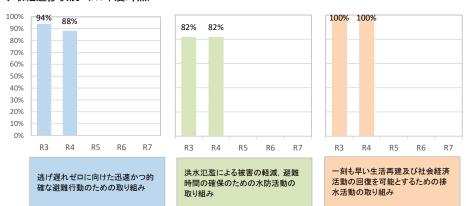
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	B 4.44 Te 60	課題の		取組実	施予算	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1		\supset			
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1		\bigcap			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。			\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5		>			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。			>			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①		\rightarrow			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な基準行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\Rightarrow			
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。 ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整	1-18,19,20					
	・ロホルッカルさを眺め川上で図り、加速は対理を失況するにの、まることかっとChillの使品・世間で収水が使り定備推進を図る。	1-21		\Rightarrow			
	要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①		\exists			
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3) ・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施してい	1-22②		\exists			
	⟨ 。	1-23					
	・遊贈所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図	1-24					
	あ。 あたず来日に 20、Clo、	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 取組内容について、概ね継続実施中
- ▶ 未実施の取組内容は、引き続き実施に向けて、関係機関と協議 を進める。
- ▶ 今後も引き続き取り組みを継続しつつ、見直し等の検討を実施する。

	具体的取組	課題の	I	取組実	施予	定年度	E
	具体的拟粗	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\bigcup			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\bigcirc			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\bigcirc			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8		\bigcup			
	・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\bigcup			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\bigcup			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(32水資源機構千葉用水総合管理所)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

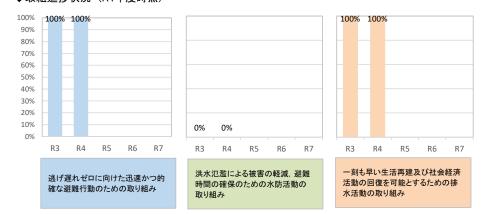
: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	施予	定年度	
	元や『りみを記	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。			\bigcirc			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	- 2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,4,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
07/207074X 7/MIO7	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運体の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

➤ 大規模地震等におけるBCP等の更新内容の検討を進め、更新後 氾濫を想定した対応マニュアルの作成を行う。

	B # 4 1 7 4 7	課題の	1	取組実	施予	定年度	Ę
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2					
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。						
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-6					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(34気象庁水戸地方気象台)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

		課題の		取組実	[施予]	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	-					
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\bigcap			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	' -		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,4,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8(2)					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25		\supseteq			

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 排水計画(案)については、発災後等の対応について、気象台が協力すべき内容について情報が得られていないため、取組対象外とします。

	具体的取組	課題の]	取組実	施予	定年度	ξ
	共体的以配	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\bigcup			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcap			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。						
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-6					
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12					
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14					
一刻も早い生活再建及び社会経済	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3		$\langle \cdot \rangle$			
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	動の回復を可 上するための排 ・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む) ・動物取り組み						



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(35気象庁銚子地方気象台)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

:今後取組予定 赤文字 :優先項目

		課題の		取組実	施予	定年度	
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	·沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。			\bigcirc			
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2		\supset			
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	' -		\supset			
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3.4.5		>			
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	, .,-		$\overline{}$			
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②		>			
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20		>			
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ▶ 自治体等からの依頼により、講演会(イベント含む)・訓練や資料の提出,共同点検に参加しています。イベントに参加した際にはパンフレット等を配布している。
- ▶ 自治体の防災職員対象に防災気象ワークショップを実施しています。

	E 44.45 to 40	課題の]	取組実	施予	定年度	E
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1					
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\bigcup			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3					
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4					
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5					
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6					
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7					
の水防活動の取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-0		\bigcup			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11					
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\bigcup			
	・ 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再 建及び社会経済 活動の回復を可	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4					



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(36東日本旅客鉄道株式会社千葉支社)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	[施予]	定年度	
	元や『りみを記録	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1 2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 0,7,0					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-82					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11					
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12					
03/203034X 9/4 <u>H</u> 07	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13					
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14					
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16					
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23					
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

- ➤ 大規模気象災害が想定される場合の計画運休に関する情報を、千葉県防災ポータルに弊社HPのリンクを付けHPにて提供している。
- ▶ 洪水、氾濫に関する対応策を防災業務実施計画に定め浸水が想定される現業機関においては、洪水・土砂災害初動対応マニュアルを作成し備えている。

	B # With 40	課題の	取組実施予定年度							
	具体的取組	対応	R3	R4	R5	R6	R7			
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1								
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2								
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3								
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4								
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5								
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6								
洪水氾濫による被害の軽減、避難時	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7								
間の確保のため の水防活動の 取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	0.0								
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-8								
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9								
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11								
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12								
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13								
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14								
	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3								
活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	3-4								



5. 令和4年度フォローアップ個別調査結果(41国土交通省)

◆今後のロードマップ

:取組実施中・実施済 :取組不要

: 今後取組予定 赤文字 : 優先項目

	具体的取組	課題の		取組実	『施予』	定年度	
	元や『りみを記録	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	·沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	1-1					
	・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、 また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。						
	・沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。	1-2					
	・沿川市町以外:災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1 2					
	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3,4,5					
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1 5,4,5					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)	1-8①					
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)	1-8②					
	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、 段階的な訓練を実施する。	1-9					
逃げ遅れゼロに	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11		\supset			
向けた迅速かつ 的確な避難行動 のための取り組み	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。	1-12		\supseteq			
37,237374,741107	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13		\supseteq			
	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンボジウム等の開催を行う。	1-14		>			
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15,16		\supseteq			
	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18,19,20					
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21					
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①					
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22(2)					
	・沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23		\supseteq			
	・避難所の開設に伴う、新型コロナウィルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。	1-24					
	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25					

[進捗状況や取組の方針概要]

▶ 特記事項なし。

	具体的取組	課題の	Į	以組実	施予	定年度	E
	共体的纵陷	対応	R3	R4	R5	R6	R7
	・水防に関する広報を推進していく。	2-1		\supset			
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2		\supset			
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3		\supset			
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4		\supset			
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5		\supset			
	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6		\supset			
洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のため	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7		\supset			
の水防活動の 取り組み	・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。	2-8					
	・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや紡災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-6		\supset			
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11		\supset			
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12		\supset			
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13					
	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。	2-14		\supset			
一刻も早い生活再建及び社会経済	·河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、 大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1,2,3					
活動の回復を可能とするための排 水活動の取り組み				\supset			



6. 令和4年度の取組事例紹介

様式-1

課題の対応	1-23	目標時期	令和5年度	取組内容	逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み
取組機関名	龍ケ崎市				
具体的取組	沿川市町:住民一ノ	〜一人の避難	計画(「マイ・タィ	′ムライン」や「	個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。

R4年度の取組状況

【マイ・タイムラインの周知】

市広報紙「りゅうほー」の令和4年6月後半号にマイ・タイムラインについて掲載し、全戸配布を行った。水害だけでなく土砂災害の避難情報等も時間軸に記載し、書き込むことができる形式にした。

【小学生や住民等を対象とした講座の実施】

小学校や文化会館にて、小学生や高齢者向けの防災講座を実施し、その中で水



↑市広報紙に掲載した マイ・タイムライン



↑小学校での防災講話の様子



↑高齢者向けの防災講話の様子

様式-1

課題の対応	1-8①	目標時期	完了	取組内容	想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)					
取組機関名	图 取手市									
具体的取組	取手市総合防災マ	ップの作成。								
	D.4 年 6 职约4 27									

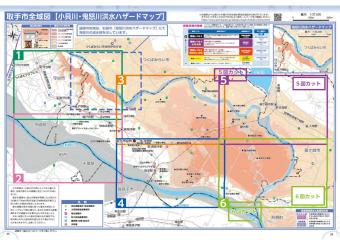
R4年度の取組状況

○取手市では、市内で発生し得る災害リスクを総合的に認知できるよう、各種ハザードマップをまとめた冊子型の総合防災マップを作成し、全戸配布しました。総合防災マップには、洪水、浸水継続時間、揺れやすさ、液状化のハザードマップの他に、マイ・タイムライン、避難行動判定フロー、広域避難計画、平時の備えに関してなど、災害時に必要な情報も併せて掲載しています。また、総合防災マップの作成と同時に、Web版ハザードマップの作成も実施し、スマートフォン等により、外出先からでも災害リスクの確認が可能となりました。

【掲載内容】

- ・洪水ハザードマップ・浸水継続時間
- ・内水実績ハザードマップ ・揺れやすさマップ
- ・液状化しやすさマップ・避難に関する情報
- ・避難行動判定フロー・地域の防災対策
- ・各種災害に関する備え・避難時の心得
- ・マイ・タイムライン・感染症対策
- ・わが家の防災メモ・避難所一覧
- ・わが家の防災対策・ペット同行避難
- ・備蓄品および非常時持ち出し品





様式-1

課題の対応	1-3、1-4、1-5	目標時期	11月	取組内容	令和4年度河内町総合防災訓練(洪水を想定した広域避難訓練)			
取組機関名	河内町、河内町消							
具体的取組	ことがなく住民の大員、住民(自主防含	大きな不安 む)共に体場 「避難指示」	要素となっていま 剣することができ を迅速に防災無	した。今回はました。災害	す。そのため、町外に住民を避難させることとなりますが、実動訓練を実施した 、国土交通省利根川下流河川事務所のご協力を頂き、より実践に近い訓練を職 対策本部でのwebホットラインに河川事務所長に参加を頂き、アドバイスを受 とともに、稲敷市に設けた広域避難所に自家用車で自主避難と臨時バスを巡回			

R4年度の取組状況



災害対策本部



受付要領 (PPE)



Web会議(ホットライン)



体験コーナー(防災士)



広域避難所開設



土のう積み訓練

課題の対応	1-16、1-15	目標時期	10月	取組内容	防災講座				
取組機関名	河内町、かわち学園								
具体的取組	害の恐ろしさを知っ	ってもらい、	次に逃げキッド	や町のハザー	を実施した。最初にパワーポイントを使用して災害の写真や映像を視聴し、災 ドマップを活用して自宅の浸水深を調べたり、マイ・タイムラインを作成して、災 とには、避難所で使用する段ボールベッドや段ボール間仕切り等の説明を行っ				

R4年度の取組状況





今日お話しすること 1自然災害を見てみよう 2河内町で一番怖いのは 3みんなならどうする 4マイタイムラインの重要性

> 私たち防災Gの目標 人的被害をゼロにする

じんてきひがい



様式-1

課題の対応	1-11、1-24	目標時期	継続	取組内容	コロナ禍における避難所開設訓練の実施				
取組機関名	利根町	 J根町							
具体的取組	・受付時の訓練とし・3密を避けるため・タブレット等を使り・利根町保健福祉	の,間仕切り 用し,利根町	り設置訓練を実施 「役場(災害対策ス	体部)と利根中	ュ学校(避難所)をリモートによる接続。モニターを通しての現場訓練中継を実施				

R4年度の取組状況



災害対策本部



受付訓練



避難所設営訓練



防護服着脱訓練

実施内容

7月27日(水)に、新型コロナウイルスの感染対策を講じた防災訓練を 実施しました。

訓練は、台風災害を想定し、役場庁舎に災害対策本部を設置するとともに、各対策部の初動活動訓練を実施しました。

また訓練では、現場の様子が分かるように、利根中学校での避難所設営訓練、利根町保健福祉センターでの防護服の着脱訓練をオンラインで中継しました。

課題の対応	1-9	目標時期	継続	取組内容	町と地区が連携した防災訓練			
取組機関名	町, 地区(自主防災							
具体的取組	を実施				合った訓練,自主防災組織から安否確認の結果を,町災害対策本部へ報告訓練 「団・職員による道路等の巡回を実施。			

R4年度の取組状況



自主防災組織の資機材訓練



自主防災組織による安否確認訓練



旧布川小学校での給水訓練



給水車による給水訓練

実施内容

11月6日(日)に午前9時に首都直下地震が発生し、町で震度6弱 を観測したとの想定で、町と地区による防災訓練を実施しました。

地区では,安否確認訓練,炊き出し訓練など,地域の実情に合った訓練を 行うとともに, 自主防災組織から安否確認の結果を, 町災害対策本部に報 告していただきました。

町では、町災害対策本部を設置し、本部長の指揮のもと被害対策を講じ、 避難所開設, 給水活動, 避難物資の輸送訓練や消防団・職員による道路 等の巡回を行いました。

今回の訓練では、町内36地区中26地区にご参加いただきました。 町としては、今回の訓練をきつかけとし、地区内で、防災訓練を毎年恒例の ものとしていただければと考えております。

今後は、全地区が訓練に参加するよう引き続き呼びかけていきます。

様式-1

課題の対応	2-2	目標時期	継続	取組内容	水防訓練				
取組機関名	銚子市								
具体的取組	を目的として継続し	ノて水防訓練 葉県、千葉県	東を実施。 県建設協会銚子st	支部、防災士、	な水防活動が行えるよう訓練し、必要時において迅速かつ的確に対応すること 町内会と合同で水防訓練を実施した。また、今年度は例年の水防訓練に加え、 た。				

R4年度の取組状況

銚子市内の清水川の氾濫を想定し、2班に分かれて、準備工法(各班で土のうを500 袋作製)、改良積み工法を実施した。

【訓練概要】

- ■日時:令和4年5月19日(木)午後2時から3時30分まで
- ■参加団体:銚子市、銚子土木事務所、銚子漁港事務所、 千葉県建設協会銚子支部、防災十、町内会
- ■参加人数:66人 【訓練のポイント】
- ・市では、必要な技能の習得や防災に対する意識の向上を目的として多くの職員が参加できるよう特別研修とした。(市職員24人)
- ・県建設業協会銚子支部と訓練を重ねることで、実際の災害時にスムーズな連携が期 待できる。
- ・出水期前に訓練を実施することにより、作製した土のうは実際の災害に活用できる。

【令和4年度 訓練風景】



様式-1

課題の対応	2-2	目標時期	継続	取組内容	洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のための水防活動の取り組み				
取組機関名	機関名 成田市・成田市水防団・成田市消防本部・千葉県長沼水害予防組合								
具体的取組	令和4年度は令和	元年以来3年	₹振りとなる水防	ī(防災)訓練を	を実施した。				
	D.4 生产企业组织								

R4年度の取組状況

【訓練概要】

出水期を迎えるにあたり、「令和3年8月の大雨」による西日本での被害を教訓として、水防団の安全管理に留意した風水害発生時の活動要領及び当市に関係する重要水防箇所において想定される水防工法の習得を中心に、水防体制の強化を図ることを目的とし、実践的な訓練を実施した。

【訓練の内容】

日 時:令和4年6月18日(土)8:30~12:00 場 所:成田市押畑地先(根木名川親水公園)

参加人員:水防団長以下198名、水防工法指導員30名 計228名

訓練内容:実践的な訓練とすべく河川堤防上にて、警戒巡視要領、準備工

法として土のう作り、水防工法として積み土のう工法、月の輪

工法、縄結び作業を実施した。

【訓練風景】



警戒巡視要領



土のう作り



積み土のう工法



月の輪工法



縄結び作業

様式-1

課題の対応	1-22①	目標時期	令和4年度 以降	取組内容	要配慮者施設等に対する避難確保計画の作成案内・周知				
取組機関名	佐倉市								
具体的取組	要配慮者施設にお	要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。							
R4年度の取組状況									

平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に 立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成等が義務付けられた。

それに伴って、佐倉市地域防災計画(令和4年度修正)に新たに記載された佐倉市内の下記施設(24施設)の管理者に対して、避難確保計画の作成等をひな形を示しながら、作成依頼を行った。

【対象施設内訳】

- ・浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設 18施設
- ・土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設 6施設

様式-1

課題の対応	2-2、2-4	目標時期	継続	取組内容	我孫子市·柏市共催水防演習				
取組機関名	我孫子市								
具体的取組	我孫子市・柏市共 防団員・消防職員・ 的な工法を行った。	防災関係者	要員の士気を鼓録 等が、利根川の均	舞し、作業能力 曽水を想定し、]の向上を図り、災害の減少を図ることを目的として水防演習を実施した。 消 「土のう作り」、堤防の越水を防ぐ「積土のう」、漏水を防ぐ「月の輪」などの伝統				

R4年度の取組状況

1. 訓練概要

- 日時:令和4年6月11日(土曜日)
- 場所:我孫子市江蔵地地先 利根川河川敷(利根川ゆうゆう公園内)
- 参加人員:252人
- 工法内容:土のう作り、竹とげ、杭こしらえ、表むしろ張り、折り返し、 木流し、五徳縫い、積土のう、月の輪

2. 訓練のポイント

- ・今回は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、3年ぶりの開催となった。
- ・参加人員を縮小し、工法についても、事前に作成できるものは作成し、展示する等、時間 の削減を図った。
- ・我孫子市・柏市共催で協力して実施することで、両市の絆を深める良い機会となった。

訓練の様子







竹とげ



土のう作り



積土のう

様式-1

課題の対応	1-14、1-15、 1-16、1-23	目標時期	継続	取組内容	香取市立小見川東小学校4年生を対象に「自然災害に備えるまちづくり」を テーマに水災害発生時の避難に関する講義を開催。			
取組機関名	香取市、香取市立/	取市、香取市立小見川東小学校						
具体的取組	・香取市総合防災マ・新型コロナウイル・小見川東小学校R・遊難所疑似体験	ス感染症を	踏まえた避難にて		こついて			

R4年度の取組状況

小見川東小学校4年生を対象に児童一人一人の災害時における避難行動について講義を開催した。

〇実施日時:令和4年9月27日(火)10:15~11:50 香取市立小見川東小学校多目的ホール、体育館にて 〇講義内容:令和元年房総半島台風及び東日本台風における香取市の被害状況を説明し、災害発生時には、どのような避難行動をすればよいか児童ととも に検討。そのあと、体育館へ移動し、隣接防災倉庫内の備蓄品の確認、避難所疑似体験として、パーティションの展開を行った。





様式-1

課題の対応	1-23	目標時期	継続	取組内容	住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」)の作成推進
取組機関名	茨城県防災・危機能	管理部防災·	·危機管理課		
具体的取組	災害時に住民が ムライン」を作成す を実施。	適切な避難 る。 茨城県	行動を取れるよ ^っ 具では、平成30 ^年	うにするため、 F度からマイ・	、住民参加によるワークショップなどを開催し、適切な避難に役立つ「マイ・タイタイムライン作成事業を実施しているが、令和4年度は新たに2つの取り組み

R4年度の取組状況

1. 県独自様式「我が家のタイムライン」の作成

従来のマイ・タイムライン様式を簡略化し、誰でも簡単に 作成できる「我が家のタイムライン」を作成。

県ホームページに掲載するほか、市町村を通して洪水ハザード内の世帯へ配布。



◆「我が家のタイムライン」 様式 2. 洪水ハザード内の小学校でのマイ・タイムライン作成講座の実施

県内の洪水ハザード内に所在する全ての公立小学校(100校)でのマイ・タイムライン作成講座実施を目指している。

100校のうち県に対して講座開催を希望しているのは61校であり、残りの学校は市町村、国河川事務所などへ開催を依頼予定。

県では、令和5年1月末までに60校で講座を開催。



◆ 小学校での授業の様子

様式-1

課题	題の対応	1-1	目標時期	1	取組内容	洪水浸水想定区域図の新規作成				
取約	組機関名	茨城県								
具体	体的取組	洪水ハザードマッフ	共水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図について、新たに57河川で作成。							

R4年度の取組状況

茨城県では、これまでに27河川について、洪水浸水想定区域図を作成し市町村へ提供を していたが、新たに57河川について作成を行っている。

<利根川下流河川事務所管轄内 における追加河川>

- ・小野川(龍ケ崎市)
- ・谷田川(取手市、龍ケ崎市)
- ·相野谷川(取手市)
- ·西浦川(取手市)
- ・新利根川(龍ケ崎市、稲敷市、利根町、河内町)
- ・羽原川(龍ケ崎市)
- ・破竹川(龍ケ崎市、稲敷市)
- ・小野川(稲敷市)
- •沼里川(稲敷市)

浸水想定区域図作成河川一覧 R 4新規作成河川 (57河川)

【那珂川水系】(17河川)

石川川、涸沼前川、新川、逆川、沢渡川、堀川、内川、前田川、境川、 田野川、楮川、西田川、中丸川、本郷川、大川、早戸川、大井川

【利根川水系】(40河川)

小野川、花室川、男女の川、逆川、谷田川、西谷田川、高岡川、稲荷川、蓮沼川、水堀川、葛城川、乙戸川、備前川、新川、境川、天川、上備前川、飯沼川、東仁連川、西仁連川、宮戸川、女沼川、西浦川、相野谷川、谷口川、真木川、横仁連川、江川、矢作川、清明川、一の瀬川、天川、雪入川、天王川、菱木川、沼里川、新利根川、山川、破竹川、桂川

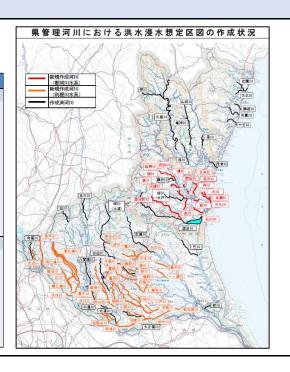
作成済み河川(27河川)

●R3以前作成済み

八間堀川、五行川、恋瀬川、前川、巴川、涸沼川、久慈川、押川、里川、浅川、茂宮川、花貴川、十王川、関根川、桜川(土浦)、大北川、花園川

R3作成済み

桜川(水戸)、藤井川、山田川、竜神川、中通川、谷田川、北浦川、大正堀川、田川、向堀川(※区間延伸:涸沼川、恋瀬川、桜川(土浦))



様式-1

課題の対応	2-2	目標時期	1	取組内容	水防訓練の実施			
取組機関名	国、茨城県、取手市							
具体的取組	取手市東地先の による自衛水防訓 的な総合水防演習	練やコロナ	禍を踏まえた避難	∈市消防団に。 誰訓練を実施	よる利根川の被災特性や地域に即した実践的な水防工法訓練をはじめ、住民 。さらに、関係機関が連携した救出・救護訓練など タイムラインに沿った実践			

R4年度の取組状況

- 『第70回利根川水系連合・総合水防演習』の実施 ■開催日時 令和4年5月21日(土) 9:00~12:00

避難訓練 (避難所設営)

- ■開催場所 取手市東地先(利根川河川敷 取手緑地公園)
 ■実施内容 水防工法訓練、自衛水防訓練、救出・救護訓練、要配慮者利用施設の避難訓練 他
 ■参加者等 約1,200人(来賓、一般見学者を含む)参加機関 15機関(約300名)



水防訓練 (積み土のう工)





県から市への水防資材提供訓練



救出·救護訓練



YouTubeによる配信

様式-1

課題の対応	1-8①, 1-23, 2-3	目標時期	継続		①洪水ハザードマップの改訂(今年度中) ②市民へのマイ・タイムライン作成講座の実施 ③消防団(水防団)による土のう工法訓練を実施
取組機関名	神栖市				
具体的取組	①令和3年5月20日付で改正された災害対策基本法に基づく洪水ハザードマップの改訂(今年度) ②『にほん語ひろば』の外国人受講者及び日本人受講者へのマイ・タイムライン作成講座を実施(R4.10月) 神栖市防災士協議会の会員へ利根川下流河川事務所協力のもと,マイ・タイムライン作成講座を実施(R4.11月) ③消防団総合統一訓練において,『土のう作り』,『改良積土のう工』及び『簡易月の輪工』の水防訓練を実施				

R4年度の取組状況

①令和3年5月20日付で改正された災害対策 基本法の新たな避難情報等に基づいた洪水ハ ザードマップへ改訂中(年度内完成)

②マイ・タイムライン作成講座実施風景



外国人研修





③当市では、消防団と水防団は兼務していることか ら,消防団総合統一訓練において『土のう作り』,『積 土のう工』及び『簡易月の輪工』の水防訓練を実施



土のう作り

改良積土のう工

